

明治十九年勅令

メートル条約

明治八年(西曆千八百七十五年)仏蘭西國巴里府ニ於テ獨逸國外十六箇國ノ間ニ締結セルメートル條約訳文

日耳曼皇帝陛下、澳地利洪葛利皇帝陛下、白耳義皇帝陛下、伯西兒皇帝陛下、亜然的音共和國大統領閣下、丁抹皇帝陛下、西班牙皇帝陛下、亜米利加合衆國大統領閣下、仏蘭西共和國大統領閣下、伊太利皇帝陛下、白露共和國大統領閣下、葡萄牙亞爾加揮皇帝陛下、露西亞皇帝陛下、瑞典那威皇帝陛下、瑞西聯邦大統領閣下、土耳其皇帝陛下及ウエネズエラ共和国大統領閣下ハメートル法ヲ万国ニ施行シ且之ヲシテ完全ナラシメンコトヲ冀望シ之カ為メ條約ヲ締結センコトニ決定シ各其全權委員ヲ任命スルコト左ノ如シ

日耳曼皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、普魯西亦驚勳章及バヴヒエール、サン、ユベール勳章ノグラン、クロア、プランス、ド、ホヘンローフ、シルリンヒュルスト氏

澳地利洪葛利皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、現侍從兼枢密顧問、金羊毛勳章ノシユヴハリエ並洪葛利サン、エチエンス勳章及レオポール勳章ノグラン、クロア、コント、アツポニー氏

白耳義皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、レオポール勳章ノグラン、ヲフヒシエ及レジョ、ドノール勳章ノグラン、ヲフヒシエ、パロン、ベイヤン氏

伯西兒皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、宮中顧問、クリスト勳章ノコンマンディー、及レジョ、ドノール勳章ノグラン、ヲフヒシエ、貴族ヴキコント、ヂタジユバ、マルコ、アントニヨ、ダロジョ氏

亜然的音共和國大統領閣下ハバ里府駐在同國特命全權大使バルカルス氏

丁抹皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、ダヌブログ勳章ノグラン、クロア、及同勳章ノクロア、ドノール並レジョ、ドノール勳章ノグラン、オフヒシエ、コント、ド、モルトツケ、ウキツツフェルド氏

西班牙皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、金羊毛勳章ノシユヴハリエ及レジョ、ドノール勳章ノグラン、クロア一等貴族ヴキコント、ド、ロカモラ、マルキー、ド、モレン、ドン、マリヤノー、ロカ、ド、ドゴール氏

及西班牙國地理統計學士院長理学会院會員イザベル、ラ、カトリック勳章ノグラン、クロア一將官イバネー氏

亜米利加合衆國大統領閣下ハバ里府駐在同國特命全權大使エリユ、ベンジヤメン、ウワシユビユルヌ氏

仏蘭西共和國大統領閣下ハ外務卿、国会議員、レジョ、ドノール勳章ノコンマンディー、ヂユツク、デカーズ氏農商務卿、国会議員ヴキコント、ド、モー氏及前卿、理学会院常置書記レジョ、ドノール勳章ノグラン、クロア、ヂユマール氏

伊太利皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、サン、モリーリス、エ、ラザール勳章及伊太利王冠勳章ノシユヴハリエ、グラン、クロア、並レジョ、ドノール勳章ノグラン、ヲフヒシエ、シユヴハリエ、コンスタンテン、ニグラ氏

白露共和國大統領閣下ハバ里府駐在同國特命全權大使、ペドロ、ガルウエズ氏及前特命全權大使フランシスコ、ド、リヴェロ氏

葡萄牙亞爾加揮皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、サン、ジヤツク勳章ノグラン、クロア、及葡萄牙ツール、エ、レペー勳章ノシユヴハリエ貴族ジヨセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル氏

露西亞皇帝陛下ハバ里同國大使館顧問、現參事院議員露國サント、アンヌ第一等サン、スタニスラス第一等サン、ウラジミール第三等勳章ノシユヴハリエ及レジョ、ドノール勳章ノコンマンディー、グレゴアール、ヨクネツツ氏

瑞典那威皇帝陛下ハバ里府駐在同國特命全權大使、瑞典北極星及那威サン、ヲラフ勳章ノグラン、クロア、並レジョ、ドノール勳章ノグラン、ヲフヒシエ、パロン、アデルス、ウアールド氏

瑞西聯邦大統領閣下ハバ里府駐在同國特命全權大使、コンラド、ケルヌ氏

土耳其皇帝陛下ハ參謀中佐フスマニエ第四等勳章及メジチエ第五等勳章並レジョ、ドノール勳章ノオフヒシエ、ヒユスニー、ペー氏

右全權委員ハ互ニ委任ノ書ヲ示シ其善良適當ナルヲ認メ以テ左ノ條々ヲ議定ス

第一条 締約諸國ハ共同ノ費用ヲ以テ度量衡万国中央局ヲ設立維持シ巴里府ニ之ヲ常置シテ以テ學術上ノ事ヲ司トラシムヘシ

第二条 仏國政府ハ本條約附録ノ規則ヲ以テ定メタル條規ニ隨ヒ專ラ右目的ニ供スヘキ家屋ノ買入若クハ建築ヲ容易ナラシムルニ必要ナル処置ヲナスヘシ

第三条 万国中央局ハ總テ度量衡万国委員會ノ指揮監督ヲ受ケテ事務ヲ取扱フヘシ但該委員會ハ締約各國政府ノ委員ヲ以テ組織スル度量衡總會ノ支配ヲ受クヘキモノトス

第四条 度量衡總會議長ノ任ハ巴里理学会院現職院長ニ委嘱スルモノトス

第五条 中央局ノ組織並度量衡万国委員會及度量衡總會ノ組成權限ハ本條約附録ノ規則ニ於テ之ヲ規定スヘシ

第六条 度量衡万国中央局ハ左ノ事務ヲ担任スヘシ

第一 新製メートル及キログラム原器ノ比較

第二 万国原器ノ保存

第三 定期期ヲ以テ各國模製原器ヲ万国原器及其擬製品ト比較シ且各國標準寒暖計ヲ比較スル事

第四 新製原器ヲ以テ各國及ヒ學術上ニ於テ使用スル所ノ度量衡原器ニシテメートル法ニ基カサルモノト比較スル事

第五 測地用ノ尺度ヲメートル原器ニ照準シテ之ヲ比較スル事

第六 政府學士協會美術家又ハ學士ノ囑托ニ応シ諸原器及確正尺度ヲ比較監査スル事

第七 委員會ニ於テ電氣單位ニ關スル値ノ統合ノ事業ニ著手シタル後且總會ニ於テ該事項ニ付全会一致ヲ以テ決定シタルトキハ中央局ハ電氣單位ノ原器及其擬製品ノ設定及保存並右原器ト各國原器及其他ノ精密原器トノ比較ヲ担任スヘシ

中央局ハ又物理的定數ニ關スル決定ヲ担任ス右定數ヲ一層正確ニ知ルトキハ前記(第六條及第七條第一項)單位ニ關スル範圍内ニ於ケル正確ノ度ヲ増加シ且其統一ヲ最確美ナラシムルコトヲ得ルモノトス

中央局ハ又他ノ学会ニ於テ為サレタル同様ノ決定ヲ統合スル事業ヲ担任ス

第八条 万国原器及其擬製品ハ中央局内ニ之ヲ保管シ右保管ノ場所ニ接近スルコトハ專ラ万国委員會ニ留保セラル

第九条 度量衡万国中央局ノ構造創設費並其維持ニ要スル毎年ノ經費及万国委員會ノ經費等ハ凡テ締約各國ノ支出金ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ但其

支出金額ハ締約各國現時ノ人口ニ基キ調製シタル割合表ニ準拠シ之ヲ定ムヘキモノトス

第十条 締約各國ハ其支出金額ヲ毎歳ノ初メ仏國外務省ヲ經由シテ巴里府金所へ払込ムヘシ右金額ハ入用ノ都度中央局長ノ証券ヲ以テ該貯金所ヨリ之ヲ請取ルヘキモノトス

第十一条 本條約ニ加盟スルノ權ハ各邦國ニ許スルニ付之ヲ行ハントスル政府ハ割賦ノ支出金ヲ払入ルヘシ其金額ハ第九條ニ記載ノ基礎ニ依リ万国委員會ニ於テ之ヲ定ムヘシ且右支出金ハ本局學術上ニ關スル器具材料ノ改良ニ充ツヘキモノトス

第十二條 締約各國ノ經驗ニ依リ本條約ニ修正ヲ加フルコトヲ有益ト認メタルトキハ協議一致ノ上之ヲ為スノ權アルモノトス

第十三條 十二箇年ノ期限ヲ經過シタル後締約各國ハ本條約ヲ解脫スルコトヲ得ヘシ

自己ノ權利ニ依リ本條約ノ聯合ヲ脱セント欲スル政府ハ該期限ノ了スル一年前ニ其旨ヲ告知スヘシ然ルトキハ万国原器及中央局ニ付テ總テノ共同所有權ヲ放棄シタルモノトス

第十四條 本條約ハ各國特有ノ憲法ニ從ヒ之ヲ批准シ巴里府ニ於テ六箇月内若クハ成ルヘク速ニ其批准書ヲ交換スヘシ而シテ本條約ハ千八百七十六年一月一日ヨリ之ヲ實行スヘキモノトス

右確証ノ為メ各國ノ全權委員各茲ニ記名スルモノナリ

千八百七十五年五月二十日巴里府ニ於テ作ルホヘンローフ

アツポニー

ベイヤン

ヴキコント、ヂタジユバ

エム、バルカルス

エル、モルトツケ、ウキツツフェルド

マルキー、ド、モレン

エ、ペー、ウワシユビユルヌ

デカーズ

セー、ド、モー

ヂユマール

ニグラ

ペー、ガルウエーズ

フランシスコ、ド、リヴェロ

ジヨセ、ダ、シルヴァ、メンド、レアル

フククネツツ

アデルスウアールド

ケルヌ

ヒュース
エ、ア
コス
ニ
ー
タ
